

学校法人の財務分析についての一考察

河 合 晋

- I. はじめに
- II. 財務情報の開示
- III. 事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書
- IV. 両者の関係性の検証
- V. まとめと今後の課題

I. はじめに

学校法人会計基準が 2013 年に改正された。改正された学校法人会計基準では、「収支の均衡」や「永続的な維持を可能にする」制度は堅持され、学校法人会計における従来からの理念は継承された。では、約 40 年ぶりに改正された意義は何かと言えば、①学校法人の財務情報の開示（ディスクロージャー）が進んだ結果、学校法人が社会に対して説明責任（アカウンタビリティ）を果たすため、表示を分かり易くすること、②キャッシュ・フロー計算書など企業会計の考え方を取り入れ、財務分析等を通じて経営管理に役立たせようとするところにある。

学校法人を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増している。2000 年以降、経営破綻を主な理由として廃止または民事再生法を申請した私立大学は 14 校であり、また地方では経営困難となり公立化される大学が相次いでいる。日本私立学校振興・共済事業団 (2019)「平成 31 (2019) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、私立大学全体の入学定員充足率は 102.7%である一方、定員割れの私立大学は 194 校で 33.0%である。それでも中規模大学を中心に入学定員充足率は改善されている。それは、入学者が大都市圏に集中し、受験生が地方から流出していく現状を是正すべく、2016 年より定員の厳格化が講じられたからである。補助金支給基準において、収容定員 8000 人以上の大規模大学の場合、2015 年までは収容定員の 1.2 倍までの超過が許されていたが、2016 年は 1.17 倍、2017 年度は 1.14 倍、2018 年は 1.1 倍と段階的に下げられ、2019 年以降は 1.0 倍を超えると減額支給の対象とされる。

2019 年度では、入学定員 800 人以上 1000 人未満と、1500 人以上 3000 人未満および 3000 人以上の区分で入学定員充足率が下落し、それ以外の全ての区分で入学定員充足率は上昇した。なお、

入学定員 200 人未満の小規模大学では充足率は上昇したものの、依然定員割れの状況にある。大規模大学において定員管理が行われ、受験性が中規模大学に流れたことは明らかである。また、地域別の入学定員充足率をみると、北海道、宮城、関東（埼玉・東京・千葉・神奈川を除く）、埼玉、千葉、甲信越、北陸、東海（愛知を除く）、中国（広島を除く）、九州（福岡を除く）などの地域で入学定員充足率が上昇した。一方、東京、神奈川、愛知、大阪、広島などは入学定員充足率が下落した。三大都市圏や地方の大都市に集中する大規模大学の定員超過が抑制され、受験生が三大都市または地方大都市の周辺にある大学に流れたことが分かる。

こうした政策がとられてもなお、約 1/3 の私立大学は定員割れを起こしている。国立社会保障・人口問題研究所（2017）「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）報告書」によれば、今後の 18 歳人口は、2018 年から再び減少傾向が強まり、2024 年には 110 万人を切り、2031 年には 100 万人を切る。大学進学率が現状の水準だと仮定すると、単純に受験生が 10 万人減れば、入学定員 500 人の大学が 200 校なくなる計算になる。こうした急激な人口減少を迎え、大学市場が縮小することは分かっている。「入学定員さえ満たせば大学経営の問題は解決する」かのような論調は、問題の本質を分かっている顕著な例であろう。

国際的にみて、日本の私立大学は学生納付金の依存率が高いので、入学者数の減少は大学経営に大きな影響を及ぼす。我が国の高等教育に対する公的負担割合は極めて低い。高等教育のユニバーサル化は我が国だけの現象ではなく、先進各国では高等教育に対する財政負担が課題となっている。高等教育における「質および量の問題を公的財政負担でもって解決しようとするタイプをヨーロッパ型、量の問題は州立大学によって、また質の問題はハイレベルな私立大学によって対処するタイプをアメリカ型、そして質は公的財政投入（すなわち国立大学）に、量は家計負担（私立大学）に依存するタイプを日本型としたとき、公的負担で質を充実させる一方で家計の負担により量的拡大を進めるかたちの解決策を選択したのは日本だけである¹⁾との指摘がある¹⁾。すなわち、我が国における高等教育の量的拡大は、私立大学在籍者の受益者負担を背景に充実が図られた。経常費補助割合が 10% を切る中で、私立大学はその収入の 8 割程度を占める学生納付金を中心とした自己資金でもって経常的経費を賄い、かつ将来の研究教育への設備投資を行わなければならない。

米国の私立大学のように、寄付金や産官学連携の研究資金を中心とした大学経営へのシフトも考えなければならないし、他方、研究教育の質を落とすことなく無駄な経費を削減する不断の努力が求められよう。各大学は独自に財務データを分析し、経営管理を行うことを強く求められる時代が到来している。

本稿では、第Ⅱ章で、改正のきっかけとなった財務情報の開示状況を確認する。第Ⅲ章では、改正された学校法人会計基準のうち、事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書の関係性を検討する。第Ⅳ章では、ある学校法人の財務データや全国の学校法人 659 校の財務データを用い、両者の関係性を検証し、考察する。最後に、第Ⅴ章で、学校法人の財務分析における考察のまとめと今後の課題を述べる。

Ⅱ．財務情報の開示

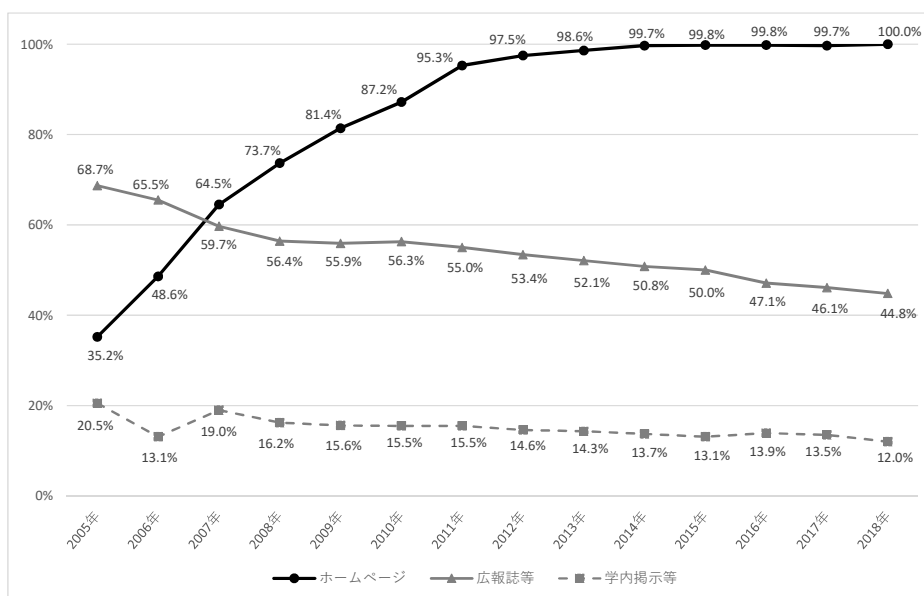
Ⅱ－1．財務情報の明瞭性の必要

学校法人会計基準の設定当初は、その目的を「情報提供機能」としている（学校法人財務基準調査研究会（1970）を参照）。学校法人を取り巻く利害関係者は、学生、保護者、教職員、受験生、国や地方公共団体、取引業者、金融機関、地域住民等が存在する。多くの学校法人が大規模化し、地域社会に果たす役割も増大している今日、学校法人会計における「情報提供機能」はより重要性を増している。すでに約1/3の私立大学が定員割れを起し、さらに18歳人口が減少することで、自主財源による運営が困難になる学校法人が増大すると予想される。学校法人が行う研究教育事業は公共性が高く、その経営状況に関する社会への説明責任は、今後より強く要請される。「近年財務情報の公開が進展するに伴い、財務書類が学費負担者等一般の人から見てわかりやすいものであることが求められている」²⁾ことが、今回の学校法人会計基準を改正したきっかけの一つである。

文部科学省（2005）「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」の中では、「法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として学内広報やインターネット等を活用することや、説明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額を算出し説明することなど、様々な取組や工夫により、積極的な公開が期待されること」と示されている。学校法人は、法定による財務情報の開示はもとより、その財務情報を明瞭化し、インターネット等で広くディスクローズすることが求められている。学校法人の経営者は、経常費補助金の原資が税金であることから、その説明責任は広く国民に対してあること、学校法人会計基準の特徴が「安定性」「継続性」「永続性」にあることを強く認識し、学生や保護者等に対する受託責任を果たすためにも、分かり易い財務情報の積極的開示が望まれる³⁾。

Ⅱ－2．開示の現状

毎年、学校法人の財務情報の開示状況が公開される。文部科学省（2019）「平成30年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）」によれば、2018年10月1日現在のホームページによる財務情報の公開は100%（全661法人）であり、初めて一般公開が求められた文部科学省（2005）の通知時が35.2%だったことからすると、学校法人の財務情報はインターネットで広く開示され、その入手方法も容易になった（図表1）。一方で、広報誌等の刊行物や学内掲示板等に掲示する方法を併用する学校法人もあるが、その方法は年々減少している。



図表 1 財務情報の一般公開方法の推移

(出所) 文部科学省 (2019) 「平成 30 年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について (通知)」 p.1 を一部修正

また、貸借対照表は全ての学校法人で、財産目録・事業活動収支計算書・資金収支計算書・監査報告書はほとんどの学校法人でインターネットにより公開されている。「各科目を平易に説明する資料」「財務比率等を活用して財務分析をしている資料」「グラフや図表を活用した資料」「学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料」などを付し、財務情報を分かり易く伝えるため、大学法人の7～8割(短大法人等はやや低くなる)が工夫をし、もしくは事業報告書において、「財務の概要を経年比較した内容」「主な財務比率」等を記載している(図表2)。

しかし、この結果は、661法人へのアンケート調査に基づいているに過ぎない。全学校法人がホームページで公開していると言っても、そのアクセシビリティには差がある。トップページからワンクリックで財務情報に飛んでくれる法人もあれば、何度かクリックしてようやく財務情報に到達できたり、いくら検索しても結局は財務情報に辿り着けなかったりする法人も少なくない。トップページが学生募集に特化し、「情報の公開」や「財務情報」が見当たらない学校法人に、研究教育機関は社会的使命を担っているのだとする認識は感じられない。株主はじめ投資家を有する上場会社と比較するには無理があるが、それらの公式サイトのトップページが自社商品の宣伝で溢れかえることはない。サステナビリティ(Sustainability)やCSR(Corporate Social Responsibility)、持続可能な開発目標(SDGs)など社会的公器としての取り組みが紹介され、財務情報は投資家向け説明(Investor Relations:IR)としていろんな角度から説明が付されている。

ディスクロージャーと信頼性の確保は、表裏一体の関係である。学校法人の利害関係者の多く

一般公開の方法			
	大学法人	短大法人等	合計
学校法人のホームページに掲載	557(100.0%)	104(100.0%)	661(100.0%)
広報誌等の刊行物に掲載	271(48.7%)	25(24.0%)	296(44.8%)
学内掲示板等に掲示	61(11.0%)	18(17.3%)	79(12.0%)
一般公開の内容（「ホームページに掲載」のみ抜粋）			
財産目録またはその概要	552(99.1%)	102(98.1%)	654(98.9%)
貸借対照表またはその概要	557(100.0%)	104(100.0%)	661(100.0%)
事業活動収支計算書またはその概要	553(99.3%)	104(100.0%)	657(99.4%)
資金収支計算書またはその概要	555(99.6%)	103(99.0%)	658(99.5%)
事業報告書またはその概要	549(98.6%)	103(99.0%)	652(98.6%)
監事の監査報告書	549(98.6%)	103(99.0%)	652(98.6%)
一般公開にあたっての工夫等			
	大学法人	短大法人等	合計
財務状況を全般的に説明する資料	485(87.1%)	75(72.1%)	560(84.7%)
各科目を平易に説明する資料	405(72.7%)	66(63.5%)	471(71.3%)
経年推移の状況が分かる資料	494(88.7%)	85(81.7%)	579(87.6%)
財務比率等を活用して財務分析をしている資料	445(79.9%)	70(67.3%)	515(77.9%)
グラフや図表を活用した資料	441(79.2%)	67(64.4%)	508(76.9%)
学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	415(74.5%)	75(72.1%)	490(74.1%)
事業報告書の記載内容（「財務の概要」の一部抜粋）			
財務の概要を経年比較した内容について	466(83.7%)	81(77.9%)	547(82.8%)
当該年度の決算の概要について	496(89.0%)	78(75.0%)	574(86.8%)
主な財務比率について	437(78.5%)	62(59.6%)	499(75.5%)

図表 2 一般公開の方法・内容・工夫・事業報告書の記載内容

（出所）文部科学省（2019）「前掲書」p.1 - 5を一部抜粋および加筆

は、その独特の会計制度を理解していない可能性が高い。「各科目を平易に説明する資料」や「グラフや図表を活用した資料」を付す行為は、学校法人の財務情報を伝達しようとする基本姿勢が表れる。これは、学校法人会計への意識の高さや、自らの学校法人経営への自信の表れとみてとれる。私立学校法第47条第2項の規定は、学校法人に義務付ける最低限の情報公開の内容との位置づけであり、他の学校法人の情報公開より遅れるようなことがあれば、社会一般から信頼される学校法人となることは不可能であろう。

Ⅲ. 事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書

Ⅲ - 1. 学校法人会計基準を明瞭にする改正

2013年に「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」および「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）が出された。これまで、1987年、2005年、2010年と一部改正はあったものの、2013年の改定は約40年ぶりの大幅なものとなって

いる。この会計基準の改正目的は、社会・経済状況の大きな変化や会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等が前提となり、学校法人の経営状態を社会に分かり易く説明する仕組みが求められたことにある。1999年以降、企業会計基準はグローバル・スタンダードに沿って改正や追加が相次いで行われ、国立大学法人会計基準では企業会計の理念が導入された。また、2000年以降、経営状況が悪化した学校法人が増加し、実際に経営破綻や募集停止する大学が出てきて、学校法人経営に対する社会の関心は高くなってきた。II-2.のように、学校法人の情報公開が進んでいる現状から、社会に分かり易く説明する必要性が高まったのである。

改正にあたっては、以前より議論があった基本金制度などの計算規定の改正は行わず、表示基準の明瞭性が重視された。例えば、①資金収支計算書について、新たに付表として活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること、②「消費収支計算書」の名称を「事業活動収支計算書」に変更し、事業活動収支を経常的収支（さらに教育活動収支と教育活動外収支に区分）および臨時的収支に区分すること、③現行の基本金組入後の収支状況に加えて、基本金組入前の収支状況も表示すること、④旧基準の貸借対照表における「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること、⑤旧基準の貸借対照表における「固定資産」の内訳は、「有形固定資産」と「その他の固定資産」であったが、固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること、⑥基本金に関係する表示方法の変更、すなわち、「第2号基本金」に対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示することや、「第3号基本金」に対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として明確化することなどである。

III-2. 事業活動収支計算書

企業では、継続企業の前提のもと、会計期間ごとの経営成績を報告するために損益計算書が作成される。学校法人も企業と同様に、会計年度ごとに、事業活動支出と事業活動収入との収支バランスを明らかにするため、事業活動収支計算書が作成される。学校法人における事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書に相当し、発生主義会計に基づく期間損益計算が行われる。例えば、入学金などの前受金収入は翌年度の事業活動に係る収入であるから、当年度の事業活動収入には含めないし、翌年度の事業活動に対応する支出である前払金支出は、当年度の事業活動支出には含めない。一方で、減価償却額や退職給与引当金繰入額などは、資金支出を伴わなくても事業活動支出となる。

事業活動収支計算書は、図表3のように、教育活動、教育活動以外の経常的活動、それ以外の活動の3区分に分けて表示される。①教育活

事業活動収入	教育活動収入	教育活動支出	事業活動支出
		①教育活動収支差額	
	教育活動外収入	教育活動外支出	
		②教育活動外収支差額	
	特別収入	特別支出	
		③特別収支差額	

図表3 事業活動収支計算書の構造

動収支差額と②教育活動外収支差額の合計が経常収支差額で、そこに③特別収支差額を加味して基本金組入前当年度収支差額が算定され、これが企業会計の当期純利益に相当する。なお、基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除して、最終的な収支である当年度収支差額が算定される。

基本金は、学校法人設立時の寄付行為による組入れと、その後の事業活動収入から組み入れた額によって構成される。基本金制度は、学校法人の自己資金で「継続的に保持するために維持すべき」資産（学校法人会計基準第29条）を取得することが前提となっている。よって、当該資産は貸借対照表上、基本金と対応関係を持った拘束財産となる点が企業会計と大きく異なる。これは、学校法人に対して企業以上に「継続性」が求められるからである。基本金組入後の事業活動収入と事業活動支出が均衡する、言い換えれば、基本金組入後の当年度収支差額がマイナスにならないよう、長期的な観点で収支の均衡を最重視する会計制度であることを意味する。

基本金は、「理事会の意思決定次第で当年度収支差額の多寡が左右され、社会からは収入からの利益前取りと誤解されている」⁴⁾と指摘され、減価償却との関係では二重負担が問題となる。しかし、基本金制度自体は、「学校法人の健全性を維持する上で有効な仕組みであるため、さらなる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方は維持すべき」⁵⁾とされ、二重負担についても「基本金のもつ意味は、減価償却実施完了年度における再取得資金の留保のみにあるのではなく、固定資産取得時においてその取得源泉が確実に確保されている状態を示すこと」⁶⁾とする考え方が踏襲されている。減価償却費は、適正な期間損益計算の目的以外に、減価償却累計額に相当する何らかの資産が留保され、資産の取替更新を可能にする効果（自己金融効果）がある。一方で、必要不可欠な資産は、事業活動収入から基本金組入額を控除することによって取得資金を確保させる。このように、両者は別の概念に基づくものと理解されている。

Ⅲ－3.（活動区分）資金収支計算書

企業では、会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を活動区分別に表示したキャッシュ・フロー計算書が作成される。学校法人も企業と同様に、当該年度における資金の収入および支出の結果を明らかにするため、資金収支計算書が作成される。さらに資金収支計算書では収入と支出が一覧表示されるだけなので、付表として教育研究活動、施設設備等活動およびその他の活動（財務活動など）に区分した活動区分資金収支計算書が作成される。ただし、資金収支計算書および活動区分資金収支計算書では、当該年度の諸活動に対応する全ての収入および支出の内容を明らかにすることも求められるので、資金の流れが「いわば半発生主義」⁷⁾的に表示される点で、企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは異なる。すなわち、前受金（入学金など）や未収入金（授業料の未納など）、前払金（当年度に納品された備品を前年度に支払っている場合など）や未払金（当年度に購入した図書を来年度に支払う場合など）は、当該年度の諸活動に対応して入出金があったように計上し、学校法人会計に特有の「調整勘定等」でマイナスして入出金を取り消し、

収入および支出のてん末を明らかにするのである（図表4）。

なお、活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書の科目が分離または統合した形で組み替えられる。まず施設設備等活動とその他の活動をピックアップして計上し、それ以外を「教育活動による資金収支」にすべて計上するとしている⁸⁾。この理由は、学校法人では基本的に教育活動による収支が中心となるであろうことにある。

収入の部	支出の部
資金収入	資金支出
△調整勘定 期末未収入金 前期末前受金	△調整勘定 期末未払金 前期末前払金
前年度繰越支払資金	翌年度繰越支払資金
収入の部合計	支出の部合計

図表4 資金収支計算書の構造

Ⅲ－4. 事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書の関係性

事業活動収支計算書と資金収支計算書は同じ収支計算書であるが、その目的が異なるので計上内容には当然に差が生じる。事業活動収支計算書と資金収支計算書の関係を図示すると、図表5－1および5－2になる。

両者の関係（収入）において、教育活動に関係する現物寄付金などは、活動区分資金収支計算書「教育活動による資金収支」には計上されないが、事業活動収支計算書「教育活動収支」には計上される（図表5－1③）。また、資産売却収入は活動区分資金収支計算書「施設整備等活動による資金収支」に計上されるが、事業活動収支計算書には計上されず、売却（処分）差額が「特別収支」に計上されるのみである。同じく、負債収入は活動区分資金収支計算書「その他の活動による資金収支」に計上されるが、事業活動収支計算書には計上されない（図表5－1①）。

資金収支計算書における収入		非資金収入 (現物寄付金)
①	②	③
資産売却収入 負債収入など	事業活動収支計算書における収入	

図表5－1 両者の関係(収入)

資金収支計算書における支出		非資金支出 (減価償却費など)
①	②	③
資産取得支出 負債返済支出など	事業活動収支計算書における支出	

図表5－2 両者の関係(支出)

両者の関係（支出）においても、減価償却費や退職給与引当金繰入額などは、資金の流出を伴わないので活動区分資金収支計算書には計上されないが、事業活動収支計算書「教育活動収支」には計上される（図表5－2③）。また、資産取得支出は活動区分資金収支計算書「施設整備等活動による資金収支」に計上されるが、事業活動収支計算書には計上されない。同じく、負債返済支出は活動区分資金収支計算書「その他の活動による資金収支」に計上されるが、事業活動収支計算書には計上されない（図表5－2①）。

しかし、事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書は金額的にはかなりの部分で重複する

（図表5－1および5－2の②）。企業会計では、損益計算書は発生主義会計に基づく期間損益計算が行われる一方、キャッシュ・フロー計算書は現金主義的にキャッシュの流れが示される。よって、実務上のキャッシュ・フロー計算書の作成にあたっては、損益計算書の税金等調整前当期純利益に減価償却費などの非資金損益項目などを加減して作成される（間接法）ことが多い。しかし、学校法人会計では、事業活動収支計算書は企業と同様であるが、資金収支計算書では全ての資金収支を当該年度の諸活動に対応させるために、発生主義的な期間収支計算が行われる。そして、学校法人会計特有の「調整勘定等」でもって、当該年度における資金収支の結果を明らかにする方法がとられるので、資金収支計算書は「修正資金計算書」といえる。

よって、現金取引である場合、両者に共通する科目の多くは同じ金額が計上されることになる。今回の改正で、資金収支計算書には、学校法人の基本的活動である教育活動資金収支や設備投資などの施設整備等資金収支の活動ごとの資金規模が把握できるように、活動区分資金収支計算書が付されるようになった。事業活動収支計算書では、学校法人の基本的活動である教育活動と、教育活動以外を経常的か否かで区分表示されるようになった。そこで、事業活動収支計算書の「教育活動収支」と活動区分資金収支計算書の「教育活動による資金収支」の項目の中で、現金取引で行われることが通常である学生生徒等納付金や手数料および経常費等補助金などは基本的にほぼ同じ金額となっている。これは、事業活動収支計算書および活動区分資金収支計算書が、明瞭化を目的に区分表示するよう改正されたため、より顕在化したといえよう。この点、「現在の計算書類は、資金収支計算書と消費収支計算書（現在は事業活動収支計算書：筆者注）の二重構造との批判はある」⁹⁾が、「資金収支計算書は、補助金の配分の基礎資料として、また学校法人の予算管理のための手法として現在も有用であり、今後も維持すべき」¹⁰⁾とされた。

IV. 両者の関係性の検証

IV－1. 検証の目的

第三章を踏まえ、学校法人の基本的活動である教育活動に関する収支に着目する。資金収支計算書から見て、事業活動収支計算書に特有の主な項目は、①減価償却費、②資産売却（処分）差額、③退職給与引当金繰入額、④徴収不能額等、⑤現物寄付金であるが、②は「教育活動外収支」に計上されるので、教育活動に関する収支は①③④⑤になる。学校法人は現金取引が多いことに特徴があり、事業活動収支計算書「教育活動収支」と活動区分資金収支計算書「教育活動による資金収支」において、①③④⑤以外はほぼ同じ金額が計上され、二重の財務情報となってしまう可能性がある。⑤は実際それほど行われぬし、④はそれほど大きな金額とはならない。①と③、特に①は毎年大きな金額が計上され、収支差額に与える影響が大きい。結局は、教育活動に関する収支における両者の差は、ほとんどが減価償却費の差額を示すに過ぎないことになりかねない。

活動区分収支計算書がない頃には、事業活動収支計算書の基本金組入前収支差額（旧帰属収支差額）に減価償却費を加算した額を「資金余剰額」¹¹⁾とし、財務分析に活用する方法が提案されている。企業において多額の設備投資がある場合、減価償却費によって営業利益が左右されることは多々ある。そこで、減価償却費に左右されずキャッシュの出入りに着目して算出したEBITDA（償却前営業利益＝営業利益＋減価償却費）が企業の収益評価指標として使われる。事業活動収支計算書から「資金余剰額」を算定して財務分析に活用する方法はEBITDAと同じ考えによるものだが、学校法人会計基準の改正後は、活動区分収支計算書がそれを補完するのではないだろうか。

IV－2. 方法

そこで、学校法人Aの財務データを活用してIV－1. を検証する。次に、全国の私立大学法人659校における2018年3月期の財務データ（学校法人ベース）を用い、営業活動に関する収支、すなわち、事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」（図表6－1の（A））と活動区分資金収支計算書における「教育活動資金収支差額」から「調整勘定等」を除いた金額（図表6－2の（B））との関係性を検証する。学校法人の財務データは、週刊東洋経済（2019）「臨時増刊 本場に強い大学2019（大学四季報）」および東洋経済新報社（2019）「大学四季報データ」並びに各私立大学ホームページから財務情報を収集した。

II－2. で示したように、ほとんどの学校法人は、事業活動収支計算書や資金収支計算書をインターネットにより一般公開しているが、多くは大科目のみを表示した概要または要約（図表6－1および6－2参照）であるので、教育研究経費または管理経費の小科目である減価償却額などは不明である場合が多い。また、活動区分資金収支計算書は付表の位置付けであるので公開していない学校法人があり、有効データは562校となっている。この点、情報公開に積極的な学校法人Aは、事業活動収支計算書は小科目までを表示し、活動区分資金収支計算書も公開しているので、当該財務データを用いて検証した。

なお、図表6－1（注1）～（注5）は、IV－1. の①減価償却費、③退職給与引当金繰入額、④徴収不能額等、⑤現物寄付金が小科目として含まれる箇所を示している。

事業活動収支計算書

		科 目	
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金	
		手数料	
		寄付金（注1）	
		経常費等補助金	
		不随事業収入	
		雑収入	
		教育活動収入計	
	事業活動支出	人件費（注2）	
		教育研究経費（注3）	
		管理経費（注4）	
		徴収不能額等（注5）	
		教育活動支出計	
		教育活動収支差額（A）	

（注1）は「現物寄付金」、（注2）は「退職給与引当金繰入額」、（注3）は教育研究に関わる「減価償却額」、（注4）は管理経費に関わる「減価償却額」、（注5）は「徴収不能額等」が含まれる箇所を示す。

図表 6-1 事業活動収支計算書

活動区分資金収支計算書

		科 目		
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入		
		手数料収入		
		特別寄付金収入		
		一般寄付金収入		
		経常費等補助金収入		
		不随事業収入		
		雑収入		
	教育活動資金収入計			
	支出	人件費支出		
		教育研究経費支出		
		管理経費支出		
		教育活動資金支出計		
			差引（B）	
			調整勘定等	
		教育活動資金収支差額		

図表 6-2 活動区分資金収支計算書

IV-3. 結果と考察

学校法人 A（2018 年度）の事業活動収支計算書「教育活動収支」と活動区分資金収支計算書「教育活動による資金収支」は図表 7-1 および 7-2 である（単位を千円未満切捨てで表示したため、公表数値とは一部異なる場合がある）。

事業活動収支計算書

（単位：千円）

		科 目		金 額
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		3,289,341
		手数料		55,109
		寄付金		61,990
		経常費等補助金		1,017,317
		不随事業収入		149,351
		雑収入		242,770
		教育活動収入計		4,815,878
	事業活動支出	人件費		2,920,050
		うち退職給与引当金増加額		20,550
		教育研究経費		1,623,506
		うち減価償却額		487,752
		管理経費		360,663
		うち減価償却額		5,516
		徴収不能額等		0
教育活動支出計		4,904,219		
		教育活動収支差額（A）		△88,341

図表 7-1 事業活動収支計算書

活動区分資金収支計算書

（単位：千円）

		科 目		金 額	
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入		3,289,341	
		手数料収入		55,109	
		特別寄付金収入		61,940	
		一般寄付金収入		50	
		経常費等補助金収入		1,017,317	
		不随事業収入		149,351	
		雑収入		242,770	
	教育活動資金収入計		4,815,878		
	支出	人件費支出		2,899,500	
		教育研究経費支出		1,135,754	
		管理経費支出		355,147	
		教育活動資金支出計		4,390,401	
			差引（B）		425,477
			調整勘定等		29,855
		教育活動資金収支差額		395,622	

図表 7-2 活動区分資金収支計算書

事業活動収支計算書の「事業活動収入」と活動区分資金収支計算書の「収入」における各科目は、学生生徒等納付金 3,289,341 千円、手数料 55,109 千円、寄付金 61,990 千円（活動区分資金収支計算書は、特別寄付金収入 61,940 千円と一般寄付金収入 50 千円に区分される）、経常費等補助金 1,017,317 千円、不随事業収入 149,351 千円、雑収入 242,770 千円と全く同じ金額が並ぶ。「現物寄付金」がないので両者に差異は生じず、「教育活動収入計」と「教育活動資金収入計」は、ともに 4,815,878 千円と同額になる。

事業活動収支計算書の「事業活動支出」と活動区分資金収支計算書の「支出」における各科目は、人件費と教育研究経費および管理経費において、退職給与引当金と減価償却額の計上によるズレが生じる。人件費のうち退職給与引当金は、期末要支給額計上方式を採用していると仮定し、

当会計年度退職金支払額 198,530 千円－当会計年度退職金負担額 169,076 千円
＝退職給与引当金取崩額 29,454 千円

と推測され、退職給与引当金繰入額 50,004 千円との差額が 20,550 千円となる。事業活動収支計算書「人件費」2,920,050 千円と活動区分資金収支計算書「人件費支出」2,899,500 千円の差額 20,550 千円は、当会計年度退職者に対する退職給与引当金取崩額と当会計年度末に計上される退職給与引当金繰入額との差額、すなわち非資金損益項目である退職給与引当金の増加額で構成される。また、事業活動収支計算書「教育研究経費」1,623,506 千円と活動区分資金収支計算書「教育研究経費支出」1,135,754 千円の差額は、非資金損益項目である減価償却額 487,752 千円から生じ、事業活動収支計算書「管理経費」360,663 千円と活動区分資金収支計算書「管理経費支出」355,147 千円の差額も同様に、非資金損益項目である減価償却額 5,516 千円から生じている。したがって、「教育活動支出計」は 4,904,219 千円に対し、「教育活動資金支出計」4,390,401 千円となり、両者には 513,818 千円の差が生じる。

以上より、両者の利益の差異は支出項目における非資金損益項目の差であることに過ぎない。

教育活動資金収支差額調整前の金額 (B) 425,477 円－教育活動収支差額 (A) △ 88,341 円
＝人件費のうち退職給与引当金増加額 20,550 千円＋教育研究経費のうち減価償却額 487,752 千円
＋管理経費のうち減価償却額 5,516 千円
＝ 513,818 千円

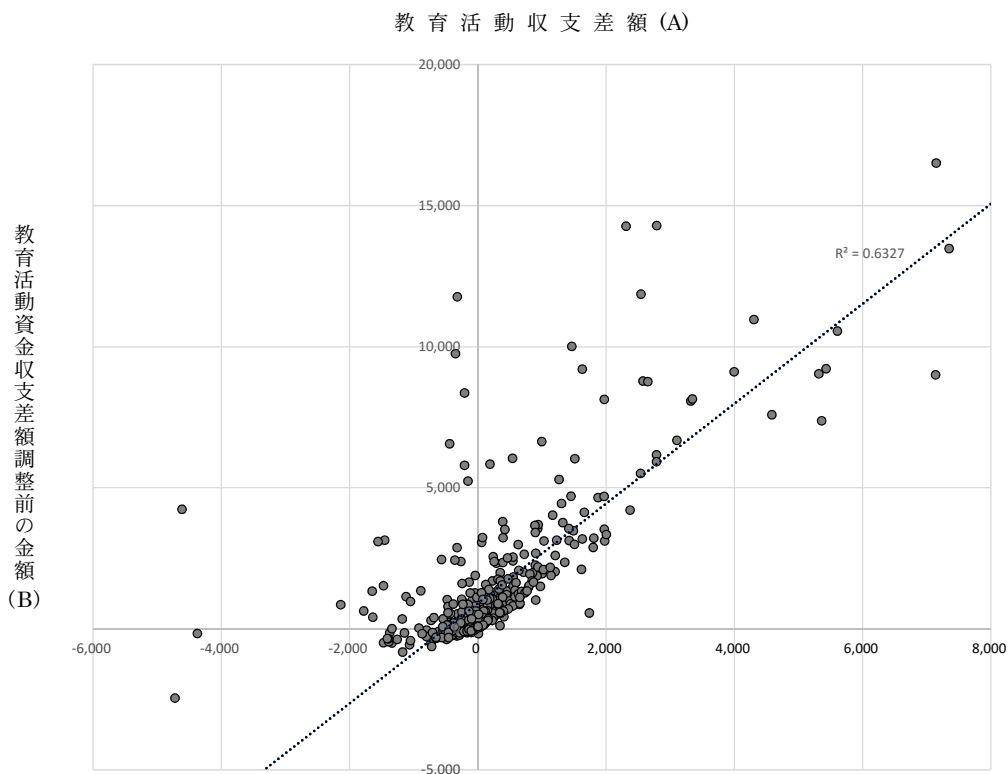
特に、両者の利益の差異である約 5 億 1 千万円のうち、減価償却費が約 4 億 9 千万円とその中心を構成している。学校法人は多額の償却資産を保有していることから、減価償却費が事業活動収支計算書における基本金組入前当年度収支差額に与える影響は大きい。結局、教育活動収支における事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書の差異は、ほとんどが減価償却費の差額を示すに過ぎないといって過言ではない。

Ⅲ－2. で見たように、事業活動収支計算書では長期的な観点での収支均衡が強く要請される。さらなる人口減少を迎える今後のため積極的な設備投資をする学校法人は少なくとも、しかし以前ほど良好な財政状態ではない学校法人が多い中で、事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」または当年度収支差額がマイナスなるケースは非常に多い（図表 8 横軸を参照）。事業活

動収支計算書の収支差額による長期の収支均衡を重視するあまり、収支差額が赤字であることを理由に設備投資に対し消去的になるとか、将来的に学校法人のダウンサイジングが想定される中、今後数十年を生き残る学校法人となれるか否かを議論しているのに、過去の設備投資判断に基づく減価償却費負担の多寡だけで、経営判断がミスリードされないように留意する必要がある。

学校法人 A は、教育活動収支差額が約 8,800 万円の赤字であるが、教育活動資金収支差額調整前の金額は約 4 億 2,500 万円の黒字である。これは、過去の設備投資に基づく減価償却費の約 4 億 9,000 万円が影響している。教育活動に係る資金収支の結果が黒字で、それを設備投資等活動に係る資金支出に回していけば、少なくともその範囲内で資産取替ができ、かつ当面の資金ショートによる倒産リスクもない。株主が存在する株式会社であれば、損益計算書で赤字になることは避けなければならない。しかし、学校法人に株主は存在しない。だからと言って事業活動収支計算書が赤字になることは好ましくないが、主に減価償却に起因する両者の構造的な表示の違いを理解して財務分析を行う必要がある。

次に、全国の私立大学法人 562 校（有効データ）の営業活動に関する収支において、両者の関係を散布図で示す（図表 8）。

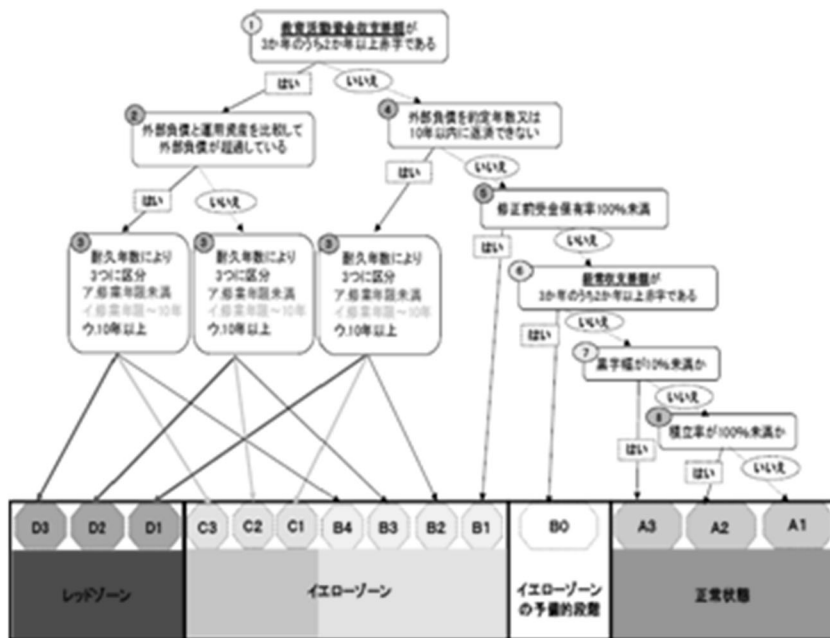


図表 8 両者の関係 (n=562, 単位：百万円)

事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」（図表6-1の(A)）と活動区分資金収支計算書における「教育活動資金収支差額」から「調整勘定等」を除いた金額（図表6-2の(B)）は、やや弱い正の相関（0.25）があったが、相関関係の有意性は認められなかった。これは、私立大学法人ごとの減価償却額の多寡が影響している。学校法人Aのように減価償却額などの非現金損益項目のデータが入手できれば、非現金損益項目を控除した修正事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書を比較することで、有意な相関関係が示せると考える。

V. まとめと今後の課題

学校法人の経営状態を評価する場合は、日本私立学校振興・共済事業団発行の『今日の私学財政』を活用して、競合校などと比較することが考えられる。また、「学校法人の破綻のきっかけは資金ショートであるため、指標としてはキャッシュ・フローを重視」¹²⁾した「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（図表9参照）がある。さらに、文部科学省（2019）「学校法人運営調査にける経営指導の充実について（通知）」において、経営指導強化の指標が設定された。これは、①貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、かつ②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナスに該当する場合、経営指導の対象となる。上記のように、日本私立学校振興・共済事業団が重視する財務指標は、活動区分資金収支



図表9 定量的な経営判断指標

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団私学振興事業本部ホームページ「経営判断指標」
http://www.shigaku.go.jp/files/s_center_shihyo27-1.pdf (2019/9/3 取得)

計算書の「教育活動資金収支差額」であり、文部科学省が経営指導強化指標とするのは、貸借対照表の運用資産（現金預金＋特定資産＋有価証券）と外部負債であり、これは運用資産余裕比率の分子となるものである。また、事業活動収支計算書の経常収支差額も経営指導強化指標となる。これらの指標の設定に対しては批判もあるが、その是非は今後の課題として検討したい。各学校法人においては、こうした指標が設定されている以上、財務分析を通して当該指標をクリアするような経営に努めなければならない。

本稿では、学校法人の基本的活動である教育活動に関する収支に関し、事業活動収支計算書と活動区分資金収支計算書それぞれが区分表示されるようになって接近化した結果、同質化が生じる問題点を指摘した。すなわち、教育活動収入に関しては「現物寄付金」以外、全く同じ数値が並び、教育活動支出に関して両者の差異は、ほとんどが減価償却額を中心とした非資金損益項目の差額を示すに過ぎない点である。この点、二重の財務情報となる可能性があるが、学校法人間で両者に有意な相関関係が認められない以上、それぞれに意味がある計算書となりうると一旦解する。

それを前提に、学校法人が社会に対して説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために表示を分かり易くするという、学校法人会計基準の第一の改正理由に立ち返れば、活動区分資金収支計算書を付表ではなく本表とすべきであろう。そうすれば、活動区分別に表示する企業会計のキャッシュ・フロー計算書と整合するし、現行の本表である資金収支計算書よりも分かり易い表示となりうる。

さらに、キャッシュ・フロー計算書など企業会計の考え方を取り入れ、財務分析等を通じて経営管理に役立たせようとするという、学校法人会計基準の第二の改正理由に鑑みれば、活動区分資金収支計算書は企業会計のキャッシュ・フロー計算書と同様に、当該年度のキャッシュの流れを示した方が役立つ。二重の財務情報となる点に関し、これは資金収支計算書が全ての資金収支を当該年度の諸活動に対応させようとすることに起因する。従来的に資金収支計算書は、学校法人の予算管理のために機能してきたが、実際の経営方針や経営戦略の策定は、当該年度の教育活動キャッシュ・フローに学生募集状況などが加味される。学生募集にかかる支出は、教育活動キャッシュ・フローの管理経費支出に計上されるので、新入生の入学金なども入学検定料収入と同様に収入時点のキャッシュ・インフローとした方が、経営判断に即すると考えられる。加えて実務上も、「調整勘定等」の修正計算をする手間も省ける。なお、事業活動収支計算書において活動区分資金収支計算書との関係で差異をもたらす非現金損益項目などを明記（もしくは注記）すれば、現行の活動区分資金収支計算書の「教育活動による資金収支」を代替することは可能となり、少なくとも財務分析上での二重の財務情報が問題となることはない。

また、本稿では、事業活動収支計算書の収支差額による長期の収支均衡を重視しすぎないことを指摘した。減価償却費負担の多寡は、過去の設備投資判断に基づくものである。それよりも、教育活動による資金収支をプラスにすることを重視した方が、経営判断をミスリードしない。従来为学校法人の財務分析では、事業活動収支計算書を重視する傾向が強いように思うが、学校法

人の生き残りが議論されるような時代に突入している中では、資金ショートによる倒産だけは避けなければならない。加えて言えば、現金預金や有価証券などの「運用資産」を多く抱えている学校法人は少なくなく、それを投資に振り替えて将来収入を生みだしていく経営が求められる。

今後の課題としては、貸借対照表の「特定資産」との関連を検証しなければならない。特定資産には、第2号基本金特定資産や退職給与引当特定資産などがある。特定資産は、将来の特定の支出に備えるために資金を留保する場合に設定され、運用資産の一部となる。長期的な収支均衡や永続性のために、事業活動収支計算書、特に減価償却額の議論のみならず、特定資産との関連を検証することが必要だと思われる。

〔引用文献〕

- 1) 梅田守彦 (2016) 「大学経営における財務情報」柴健次編著『公共経営の変容と会計学の機能』同文館出版、p.271 (原典は、矢野 (2011) 『「習慣病」になったニッポンの大学－18歳主義・卒業主義・親負担主義からの解放』日本図書センター、p.136)
- 2) 文部科学省 (2012) 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について (課題の整理)」 p.2
- 3) 河合晋 (2018) 「学校法人における会計基準の改正と財務指標に関するレビュー」岡崎女子大学・岡崎女子短期大学『研究紀要』第51号、p.20
- 4) 文部科学省 (2012) 「前掲書」 p.3
- 5) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013) 「学校法人会計基準の在り方について 報告書」 p.4
- 6) 日本公認会計士協会 (2007) 「学校法人会計問答集 (Q & A) 第16号 基本金に係る実務上の取扱いについて」 p.8
- 7) 梶間栄一 (2014) 『よくわかる学校法人会計の仕組みと決算書の見方 (改正会計基準完全対応版)』ぎょうせい、p.113
- 8) 日本公認会計士協会 (2014) 「学校法人委員会実務指針第45号 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について (通知)」に関する実務指針」 p.1
- 9) 文部科学省 (2012) 「前掲書」 p.10
- 10) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2013) 「前掲書」 p.7
- 11) 野中郁江・山口不二夫・梅田守彦 (2001) 『私立大学の財務分析ができる本』大月書店、pp.89-91
- 12) 日本私立学校振興・共済事業団 学校法人活性化・再生研究会 (2007) 「私立学校の経営革新と経営困難への対応－最終報告－」 p.13

〔参考文献・資料〕

- ・ 上山隆大他 (2013) 『大学とコスト－誰がどう支えるのか』岩波書店
- ・ 各私立大学ホームページ
- ・ 梶間栄一 (2014) 『よくわかる学校法人会計の仕組みと決算書の見方 (改正会計基準完全対応版)』ぎょうせい
- ・ 学校法人財務基準調査研究会 (1970) 「学校法人の財務基準の調査研究について」
- ・ 河合晋 (2018) 「学校法人における会計基準の改正と財務指標に関するレビュー」岡崎女子大学・岡崎女子短期大学『研究紀要』第51号、pp.17－26
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 (2017) 「日本の将来推計人口 (平成29年推計) 報告書」
- ・ 週刊東洋経済 (2019) 「臨時増刊 本場に強い大学2019 (大学四季報)」
- ・ 新日本有限監査責任法人編 (2015) 『学校法人会計入門 [第7版]』税務経理協会

- ・太陽有限責任監査法人編（2015）『やさしくわかる学校法人会計』同文館出版
- ・東京大学 大学経営・政策コース編（2018）『大学経営・政策入門』東信堂
- ・東洋経済新報社（2019）「大学四季報データ」
- ・日本私立学校振興・共済事業団（2019）「平成 31（2019）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」
- ・野中郁江・山口不二夫・梅田守彦（2001）『私立大学の財務分析ができる本』大月書店
- ・文部科学省（2019）「平成 30 年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）」（30 高私参第 11 号）
- ・文部科学省（2018）「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」（30 文科高第 318 号）
- ・文部科学省（2012）「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について（課題の整理）」
- ・文部科学省（2005）「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（17 高私参第 1 号）
- ・文部科学省（2013）「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」（25 文科高第 90 号）
- ・文部科学省（2013）「「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25 高私参第 9 号）
- ・有限責任監査法人トーマツ編（2015）『やさしくわかる学校法人の経営分析』同文館出版
- ・William S Reed（2001）“*Financial Responsibilities of Governing Boards*” Association of Governing Boards of Universities and Colleges(福原賢一監訳（2003）『財務からみた大学経営入門』東洋経済新報社）